

落札者決定基準

I. 入札金額に関する評価点の算出方法（100点）

$$\left(\left(1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right) + \left(\frac{\text{最高入札価格} + \text{最低入札価格}}{2} - \frac{1}{2} \right) \right) \times 100$$

II. 入札金額以外に関する評価項目（200点）

評価分類	評価項目	評価基準及び配点	配点	備考	様式番号	定量 or 定性	定量 or 定性	
財務体質等	自己資本比率の状況	◆20%以上	12点	※経営の安定度を判断 ※計算に使用した証拠書類を提出 ※自己資本÷総資本×100	様式5	定量	12点	
		◆10%超から20%未満	8点					
		◆0%超から10%未満	4点					
		◆0%	0点					
	流動比率の状況	◆150%以上	8点		※短期的な支払能力を評価 ※計算に使用した証拠書類を提出 ※流動資産÷流動負債×100	様式6	定量	8点
		◆100%以上150%未満	4点					
		◆100%未満	0点					
	経常利益の状況	◆3年とも前期より向上	8点		※総合的な成長を評価 ※当期経常利益と前期経常利益を比較し、経常利益が増加しているか判断 ※3年の状況で評価 ※当期経常利益が赤字の場合は、向上としない ※経常利益の証拠書類を提出	様式7	定量	8点
		◆3年のうち2年が前期より向上	6点					
		◆3年のうち1年が前期より向上	3点					
◆3年とも前期より向上せず		0点						
過去3年間の決算状況（赤字の有無）	◆赤字なし	12点	※収益力を評価 ※計算に使用した証拠書類を提出 ※過去3年の損益計算書の経常利益で評価	様式8	定量	12点		
	◆3年のうち1年が赤字	8点						
	◆3年のうち2年が赤字	4点						
	◆3年のうち3年が赤字	0点						
キャッシュフローの状況	◆営業キャッシュフローが0円超	6点	※営業キャッシュフローで評価 ※計算に使用した証拠書類を提出 ※キャッシュフロー計算書が未作成の場合は、財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）に基づく算出による評価を可とする。	様式9	定量	6点		
	◆営業キャッシュフローが0円以下又は上場企業でキャッシュフロー計算書を未作成	0点						
地域精通度	事業者の所在地	○市内に本店あり	3点	※市内の本店、支店及び営業所の有無を評価	様式10	定量	3点	
		○市内に支店、営業所等あり	2点					
		○府内に支所、営業所等あり	1点					
		○府内に本店、支所、営業所等なし	0点					
市への社会貢献度	市との災害時応援協定等の締結による地域貢献の実績	○協定締結あり	4点	※災害時の応援等に係る市との災害時応援協定の締結の有無を評価 ※災害時応援協定等を締結している事業者を評価。事業者の所属している団体が、市との協定等を締結している場合も評価の対象とする。	様式11	定量	4点	
		○協定締結なし	0点					
事業者の実績・能力	企業の同種業務の実績	◆同種かつ同規模以上の業務受託実績あり	18点	※応札者の同種の業務受託実績を評価 ※「同種の業務」とは、市町村等における業務仕様書記載の業務とする。 ※規模とは、受託実績のある市町村の人口規模	様式12	定量	18点	
		◆同種かつ1/2以上の規模の業務受託実績あり	10点					
		◆上記いずれも実績なし	0点					
配置予定従事者の実績・能力	配置予定従事者の保有する資格	○資格あり	6点	※業務を執行する上で有効な国家資格等の有無を評価 ※「有効な国家資格等」の内容とは、「英検2級以上」または「TOEIC650以上」の資格を有するものが2人以上配置する場合に評価 ※同種の業務内容に関する専門知識等の有無を評価 ※「専門知識等」とは、地方税法、住民基本台帳法、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、国民健康保険法、介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、国民年金法、児童手当法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当法、児童福祉法（保育所、学童保育）、学校教育法（幼稚園）のいずれかに基づく市町村の業務に1年以上携わった経験がある場合、または障害者手帳に関する業務に1年以上関わった経験がある場合 ※配置予定従事者の5割以上が「専門知識等」が「ある」または「なし」により評価	様式13	定量	6点	
		○資格なし	0点					
	配置予定従事者の業務実績	◆責任者として同種業務に従事した実績あり	12点					
		◆同種業務に従事していた実績あり	8点					
配置予定従事者の業務内容に関する専門知識等	◆同種業務に従事した実績なし	0点						
	○専門知識等あり	6点						
○専門知識等なし	0点							
	研修の実施	技術力向上のための研修の実施状況を評価	5点	※事業者独自の研修及び外部機関での研修のいずれも評価の対象とする。 ※報告書、受講修了証、レジュメ等で確認する。	様式14	定性	5点	
適切な履行確保のための研修計画		5点						
適切な履行確保のための研修計画	契約期間中の適切な業務の履行確保のための研修計画の有無及び内容を評価	5点	※研修対象は、現場の作業従事者とする。 ※事業者独自の研修及び外部機関での研修のいずれも評価の対象とする。	様式15	定性	5点		
	仕様書に基づく作業計画書の作成及び業務内容を評価	10点						
品質保証への取組み	品質保証ISO認証の取得状況	品質保証ISO認証（9001）の取得の有無を評価	2点	※登録証の写しを提出 ・ISO9001（品質マネジメントシステム） ※ISOについては公益財団法人日本適合性認定協会のHPを参照 ※入札告示日現在の取得状況とする。	様式16	定量	2点	
	苦情処理体制	苦情処理体制及びトラブル等発生時の対応体制の整備状況を評価	8点					
福祉への配慮	障害者雇用率	◆障害者雇用率4.4%以上	3点	※障害者の雇用の促進等に関する法律により、雇用が義務づけられている事業者（常用雇用労働者数が45.5人以上の事業者）の障害者雇用率を評価 ※障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項による障害者雇用状況の報告義務がある事業者（常用雇用労働者数が45.5人以上の事業者）については、障害者雇用状況報告書〔事業主控〕の写し（告示日の直前の6月1日現在のもの）を提出 ※重度障害者は、1人あたり2人分で換算する。1週あたりの労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者の場合は、1人分で換算する。（以下の項目において同じ。）	様式17	定量	3点	
		◆障害者雇用率2.2%以上4.4%未満	2点					
		◆障害者雇用率2.2%未満	0点					
災害時等における協力体制	災害時における市への協力体制	災害時における通常の契約業務以外の市への協力についての提案を評価	2点	※提案書の提出	様式18	定性	2点	
人権問題への取組	人権問題への取組	人権研修の実施及び障害者差別解消法に基づいた合理的配慮についての取組の有無、その内容を評価	3点	※研修報告書、研修に使用したテキスト、障害者差別解消法に基づいた合理的配慮についての取組等の提出	様式19	定性	3点	
実施方針等	実施体制及び方法	各窓口の特徴に応じ、当該業務を適正に履行するための従事者確保の手法	10点	提案書記載の事項により評価する。 ※業務が遂行可能な人員の確保がなされているか。 ※効果的な人員体制になっているか。 ※手法等にむりはないか。 ※提案内容が具体的かつ詳細で明確になっているか。 ※実現可能性を具体的に説明しているか。	様式20	定性	10点	
		各窓口の特徴に応じ、当該業務を適正かつ確実に実施するための指揮命令体制の整備及び人員配置、繁忙期対応の方策（担当者の能力を均一化するための人員配置ローテーションを含む）、サービス水準等に関する提案	30点					
		個人情報保護及び秘密保持に関する業務基準・服務規程の整備、書類取扱いマニュアルの整備内容	5点					
特定提案等	業務継続性	受諾終了時の次の受託者への引継ぎ体制（電子化されたマニュアル整備及びその環境づくり等）	10点			定性	10点	
	市民サービスの向上	市民サービス向上のための独自方策の提案（市民の声、苦情、トラブルから窓口改善へつながる方策等）	12点					
			200点				200点	